

# 社労think NEWS (併設 社労士家村事務所)



—平成 28 年2月—

〒101-0022

東京都千代田区神田練堀町3 プロミエ秋葉原T01

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail : [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL : <http://www.hotsuru.jp>

## 協会けんぽ料率変更のお知らせ

全国協会けんぽの都道府県単位保険料率が平成 28 年3月(4 月納付分)から変わります。

東京	9.96%(↓)	埼玉	9.91%(↓)
茨城	9.92%(同)	千葉	9.93%(↓)
栃木	9.94%(↓)	神奈川	9.97%(↓)
群馬	9.94%(↑)	山梨	10.00%(↑)

※(同)は据え置き/(↓)引き下げ/(↑)引き上げ  
介護保険料率は 1.58%で、変わりません。

## 健康保険料の算定の基礎となる 標準報酬月額の上限が引き上げ

平成 28 年 4 月 1 日より、健康保険料の算定の基礎となっている標準報酬月額の上限が引き上げられます。

現在 47 等級で上限が 1,210,000 円となっています。この上位に 3 等級区分が追加され、**上限が 50 等級 1,390,000 円**となります。

また、**標準賞与額の累計額**の上限が現在の 540 万円から**573万円に引き上げ**られます。

## 障害者差別解消法がスタート

障害を理由とする差別の解消の推進のために役所・民間事業者は、

- ①「不当な差別的取扱い」の禁止
  - ②「合理的な配慮」の義務(民間は**努力義務**)
- を求める法律が4月1日よりスタートします。

### ☆不当な差別的取扱いの具体例

- ・「障害がある」という理由でスポーツクラブに入

会できない、アパートを貸してもらえない

・車椅子を利用していることを理由に入店を断る等

### ☆合理的配慮とは？

障害者に対して、負担になり過ぎない範囲で、**社会的障壁**(利用しづらい施設・設備、制度、慣行や観念)を取り除くために必要な合理的な配慮のことを指します。

例:車椅子の移動を手伝う、障害の特性に合わせて筆談や読み上げで案内をする等

## 厚生労働省 ストレスチェック 実施プログラム配布

50人以上規模の事業場で義務付けられた**ストレスチェック制度**。

厚生労働省はHP上で「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」の無料配布を開始しました。

面接指導の実施後、遅くとも1年以内ごとに1回、定期的に検査結果等報告書を労基署に提出

<http://stresscheck.mhlw.go.jp> (ご参考)

### ☆セミナーのお知らせ☆

**講座「働きやすいNPOを目指して」**

教えて!! 家村先生 **NPOで働くって? NPOで人を雇うって?**

こんな方にオススメ!

- NPOで働きたい人
- NPOで人を雇っている!
- NPOってボランティア? ○保険制度について知りたい!
- NPOを立ち上げる予定だ。 ○マイナンバーって関係あるの? など
- これって残業じゃないの?

そもそも労働とは何かという疑問から、NPOと一般企業で働く時の別種の働きや、ボランティア活動の効力、実務的なこと、NPOにおける労働契約や保険制度についての知識を身に付け、NPOで人を雇うこととNPOで働くことについて学ぶことができます。

是非お気軽にご参加ください。お待ちしております!!

書籍「はたらきやすいNPOを目指して、差し上げます!!」

○日程 2016年3月12日(土)  
○時間 13時30分~15時30分(13時00分より受付開始)  
○会場 亀有地区センター 第1会議室(東京都葛飾区亀有3丁目26-1 リリオ館7階)  
○講師 家村啓三氏(社労士家村事務所)  
○費用 無料  
○主催 葛飾区社会福祉協議会 地域貢献活動サポートデスク  
○申込 電話:03-5670-7251 ファクス:03-5670-7252  
Eメール: [chisapo@katsushika-shakyo.com](mailto:chisapo@katsushika-shakyo.com)  
申込フォーム

地域貢献活動サポートデスク 主催 専門講座

**NPOのマイナンバーまるわかり講座**

2016年2月21日(日)  
13時30分~15時30分  
亀有地区センター 第2会議室にて

●費用 無料  
●会場 亀有地区センター(東京都葛飾区亀有3丁目26-1)  
●お申し込みフォーム [www.katsushika-shakyo.com](http://www.katsushika-shakyo.com)  
Eメール: [chisapo@katsushika-shakyo.com](mailto:chisapo@katsushika-shakyo.com)

●講師 社労士家村事務所 家村啓三氏、相本和江氏  
●主催 地域貢献活動サポートデスク  
●申込 電話:03-5670-7251  
Eメール: [chisapo@katsushika-shakyo.com](mailto:chisapo@katsushika-shakyo.com)

この講座では、マイナンバー制度がスタートするにあたって、NPOのマイナンバーの取得方法や、マイナンバーの活用方法、マイナンバーの活用によるメリット、マイナンバーの活用によるデメリット、マイナンバーの活用によるリスクなどについて、詳しくお話しします。

ご不明な点は、社労士家村事務所へご相談ください。

# 社労think NEWS (併設 社労士家村事務所)



—平成 28 年 4 月—

〒101-0022

東京都千代田区神田練塀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL: <http://www.hotsuru.jp>

## 平成 28 年 4 月 1 日より変わる 社会保障

平成 28 年度 4 月 1 日より変わる社会保障関連情報

○ 国民年金保険料が670円上がり、**月額16,260円**に。

○ 通勤手当の非課税限度額(通勤用定期代1ヶ月あたり)が 100,000 円から **150,000 円に引き上げ**。

平成 28 年 1 月 1 日に遡って適用。

○ 雇用保険料率が労働者負担・事業主負担ともに **1/1000 ずつ引き下げ**。(本人負担は **5/1000 から 4/1000 へ**)

○ 傷病手当金・出産手当金の給付金額の算定方法が変更(下記参照)

## 傷病手当金・出産手当金の 給付額の計算方法変更

平成 28 年 4 月 1 日より、傷病手当金・出産手当金の給付金額の計算方法が変わります。

### 従来

休んだ日時点の  
標準報酬月額

$$\div 30 \text{ 日} \times \frac{2}{3}$$

### 改正後

支給開始日以前の  
継続した 12 ヶ月間の  
各月の標準報酬月額の平均

$$\div 30 \text{ 日} \times \frac{2}{3}$$

たまたま普段よりも給料が少なかった時に、手当金を申請すると不利になる従来の計算式から、過去 1 年間の給料を鑑みる計算方式に改められました。

## 今後の社会保障の 主なる法改正

国会で審議されていた雇用保険法等の一部を改正する法律案が平成 28 年 3 月 29 日に参院本会議でも可決・成立しました。

これにより、今後次のように法律が変わっていきます。

○ 介護休業給付の給付率が、休業前の賃金の 40% から 67% に引き上げられます。(平成 28 年 8 月 1 日施行)

○ 介護休業給付金の制限が緩和され、対象家族 1 人につき 3 回まで休業日数が分割可能(計 93 日まで)になり、介護休業給付金の支給対象になります。(これまで分割不可) (平成 29 年 1 月 1 日施行)

○ 有期の労働者の育児休業取得の申出要件が緩和。子が 1 歳 6 か月到達時点で、労働契約の満了が明らかでない者も申出の対象に。(平成 29 年 1 月 1 日施行)

○ マタニティーハラスメント防止策など、事業主に妊娠した労働者等の就業環境の整備等が義務付けられます。(平成 29 年 1 月 1 日施行)

○ 65 歳以降に新たに雇用される人も雇用保険が適用されるようになります。(平成 29 年 1 月 1 日施行、徴収は平成 32 年 4 月 1 日から)

ご不明な点は、社労士家村事務所へご相談ください。



# 社労think NEWS (併設 社労士家村事務所)



—平成 28 年 5 月—

〒101-0022

東京都千代田区神田練塀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL: <http://www.hotsuru.jp>

今回の平成28年(2016年)熊本地震により被害を受けられました皆様には、心からお見舞い申し上げますとともに、皆さまのご無事と一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

## 子ども・子育て拠出金の料率改定

平成28年4月1日より、子ども・子育て拠出金(旧:児童手当拠出金)の料率が1.5/1000から**2.0/1000**に改定となりました。(5月末納付分から適用)

## 長時間労働取り締まり強化の動き

厚生労働省の長時間労働削減推進本部では、労働基準監督署の重点監督対象を、残業時間が月100時間超から80時間超の事業場に拡大するように進めています。

直前の2~6か月平均で残業時間が月80時間を超えることが過労死認定基準の1つであると同時に、昨年4月~12月の間に違法残業で指導を受けた事業場の約2割が月80時間超~100時間の残業を行っていたことから、監督指導強化の動きにつながりました。

また、昨年4月に過重労働撲滅特別対策班(かとか)が東京労働局と大阪労働局に設置されていましたが、今年4月より厚生労働省の中にも過重労働撲滅特別対策班(本省かとか)が新設され、全ての労働局に過重労働特別監督管理官が配置されました。

今後長時間労働に対する監督指導・捜査体制が強まっていくことが予想されます。

## 若者雇用促進法 事業主による職場情報の提供の義務化

新卒者と会社との雇用のミスマッチによる早期離職の解消といった、若者の雇用・生活の安定を図るために制定された青少年の雇用促進等に関する法律(若者雇用促進法)ですが、適切な職業選択のための取組の促進として、事業主による職場情報の提供の義務化が平成28年3月1日より始まっています。

新卒者等を条件とした募集・求人申込を行う際、応募者またはハローワークが求めた場合、次の3類型についてそれぞれ1つ以上、情報提供しなければなりません。

- ①過去三年間の新卒採用者・離職者の数や男女別人数など募集・採用に関する状況
- ②前年度の月平均所定外労働時間や有給取得日数など労働時間などに関する状況
- ③研修や社内検定等制度等の有無、具体的内容など職業能力の開発・向上に関する状況

また、これらに限らず幅広い職場情報の提供が努力義務となっています。

このような法整備の動きを踏まえると、新卒者の募集・採用場面だけではなく、様々な人材を雇用する場面においても幅広い情報提供や雇用契約を明確に周知させていくことが、より良い人材の確保にもつながることでしょう。

**ご不明な点は、社労士家村事務所へご相談ください。**



# 社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

〒101-0022

東京都千代田区神田練塀町3 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: k@iemura.jp URL: <http://www.hotsuru.jp>



—平成 28 年 8 月—

## いじめ・嫌がらせが4年連続トップ

厚生労働省は「平成27年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表しました。

「個別労働紛争解決制度」とは個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルの未然防止や早期解決を支援するもので、「総合労働相談」「助言・指導」「あっせん」の3つの方法があります。

相談内容では、「いじめ・嫌がらせ」が最も多く、4年連続トップとなりました。次に、「解雇」「自己都合退職」の順となっています。

## 最低賃金 過去最大の引き上げ

中央最低賃金審議会の小委員会は2016年度の最低賃金(時給)の引き上げ幅の目安を全国平均で3%相当の24円とすることを決めました。目安通りに上乘せされれば、最低賃金は東京では932円(現在は907円)となります。上げ幅は02年度以降で最大です。

地域別の具体的な金額については、今月中旬以降の発表が待たれますが、現在働いているパート等も含めて10月以降賃金設定の見直しが必要となりそうです。

## 雇用均等室ではセクハラが

平成27年度「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「パートタイム労働法」の施行状況が東京労働局雇用均等室(平成28年度4月から雇用環境・均等部に組織改正)から発表されました。

それによると、労働者からの相談で最も多いものが、「職場のセクシュアルハラスメント」に関する相談で高止まりの状況が続いています。次に多いのが育児関係、妊娠・出産関係となっています。

また、女性労働者からの相談のうち、いわゆるマタニティハラスメント(妊娠・出産、育児休業を理由とする不利益取扱い)に関する相談が大幅に増加しています。

いじめ・嫌がらせ、パワハラ、セクハラについてのご相談、セミナー等のご依頼は弊所までお問い合わせください。

## 今夏からの変更点等

- 収入の減少等で毎月の国民年金保険料を納めることが難しい方に対する「保険料の納付猶予制度」について、対象者となる年齢が引き上げられ、50歳未満の方が対象となりました。(7月から)
- 介護休業給付の給付率が休業前の賃金の40%から67%に引き上げられます。(8月から)

暑中お見舞い申し上げます。

夏季休暇:8月12日(金)~15日(月)



# 社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

〒101-0022

東京都千代田区神田練塀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL: <http://www.hotsuru.jp>



～事務所宣言～ 私たちは男女が  
ともに安心して子育てをし、仕事に打  
ち込める社会を目指します

## 東京都の最低賃金 932 円に引き上げ

10 月から、全国の地域別最低賃金が順次改定されます。  
関東地方の改定状況は以下の通りです。

都道府県名	最低賃金時間額 (引上げ幅)	発効日 (H28 年)
東京都	932 円(25 円↑)	10 月 1 日
茨城県	771 円(24 円↑)	10 月 1 日
栃木県	775 円(24 円↑)	10 月 1 日
埼玉県	845 円(25 円↑)	10 月 1 日
千葉県	842 円(25 円↑)	10 月 1 日
神奈川県	930 円(25 円↑)	10 月 1 日

地域別最低賃金は、正社員、パートタイマー、アルバイト、  
嘱託など、雇用形態に関係なく、原則、各都道府県内の  
事業場で働く**全ての労働者に適用されます**。性別、国籍、  
年齢の区別もありません。

詳しくは厚生労働省 HP でご確認ください。

## 短時間労働者（パートなど）に対する社会 保険の適用拡大に関する手続きについて

平成 28 年 10 月 1 日から**特定適用事業所**(被  
保険者数が 501 人以上)に勤務する短時間労働  
者は、新たに厚生年金保険等の適用対象とな  
り、該当の事業所には日本年金機構からすでに  
「重要なお知らせ」が届いています。

詳しくは日本年金機構 HP でご確認ください。  
か、お気軽に当事務所にお問合せください。

## 年金受給資格加入期間の短縮措置

厚生労働省は公的年金の受給資格を得るための加  
入期間を、現行の**25 年から 10 年に短縮**するための改  
正案を秋の臨時国会に提出することを決めました。成  
立すれば、約 64 万人の無年金の人が平成 29 年 9 月  
分(支給は 10 月)から年金を受け取れるようになります。

## 厚生年金保険の標準報酬月額下限の改定

平成 28 年 10 月 1 日より現在の厚生年金の最低等  
級の下に新たな等級が追加されました。

<改正前>

月額等級	標準報酬月額
(旧)第 1 級	98 千円

<改正後>

月額等級	標準報酬月額
(新)第 1 級	88 千円
(新)第 2 級	98 千円

## 「平成 27 年版働く女性の実情」公表

○就業率 25～44 歳の**女性の就業率**は S60 年(56.5%)か  
ら H27 年(71.6%)まで上昇傾向にあります。

○雇用形態別雇用者数…役員を除く雇用者に占める  
「**非正規**の職員・従業員」の**割合**は S60 年(32.1%)から  
H27 年(56.3%)までほぼ一貫して上昇傾向にあります。

★「女性活躍推進法」の施行に伴う配  
偶者控除の見直し等、今後も働く女性  
のための法律の動向を当事務所はウ  
ォッチしていきます！



# 社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)



～事務所宣言～ 私たちは男女が  
ともに安心して子育てをし、仕事に打  
ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL: <http://www.hotsuru.jp>

## 平成29年1月からの法改正

本年4月号でもお知らせいたしましたが、下記の改正法が施行されます。

### 育児・介護休業法

- 対象家族 1人につき3回を上限として、介護休業を分割して取得可能(計 93 日まで、これまで分割不可)。
- 子の看護休暇、介護休暇について、**半日単位**(1日の所定労働時間の2分の1)での取得が可能。  
(これまでは1日単位)
- 介護のための所定労働時間の短縮措置等や所定外労働の制限をする(残業の免除)制度の新設。
- 有期の労働者の育児休業取得の申出要件が緩和。  
子が1歳6か月到達時点で、労働契約の満了が明らかでない者も申出の対象に。
- いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置義務の新設。

### 雇用保険法

- 平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象に。  
従って、適用要件に該当する65歳以上の労働者を新たに雇用したときは「雇用保険被保険者資格取得届」を提出。  
なお、65歳以上の**保険料徴収は平成31年度までは免除**。
- 「高年齢被保険者」として就職し、その後離職した場合でも受給要件を満たすごとに「高年齢求職者給付金」が支給。**(年金との併給可)**
- 失業等給付の受給者が早期に再就職した場合に支給される再就職手当の給付率を引き上げ。
- 倒産、解雇等の理由により離職を余儀なくされた「特定

受給資格者」の基準の見直し。(必要な雇用保険の加入期間が6カ月以上に短縮)

## 個人型確定拠出型年金 (愛称 iDeCo)

従来加入できる人が限定されていた「**個人型確定拠出年金**」制度でしたが、平成29年1月から企業年金を実施している企業に勤務する方や専業主婦を含め基本的にすべての人が利用できるようになります。

転職した際の持ち運び(ポータビリティ)も拡充し、税制優遇措置が受けられるなど、メリットもあります。

[法改正に伴うご不明点、ご相談は弊所までお気軽にお問い合わせください。](#)

## 年末年始 無災害運動

無事故で締めよう 行く年を 無事故を誓おう 来る年に  
年末年始は、大掃除などで通常とは違った作業が多くなります。脚立作業や転倒災害の防止、冬季の安全運転に心がけ、よい年を迎えたいものです。

## 事務所の話題

このたび、社労士家村事務所の元事務長(現在足立年金事務所勤務)の家村悦子氏(所長の妻)が社会保険労務士試験に合格いたしました。昨年の合格率 2.6%次いで4.4%の狭き門でした。

皆様どうぞよいお年をお迎えください。

年末年始休業期間 12月29日～1月5日

